

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第四章 失業対策および職業安定対策

—

一九五〇年における失業対策の方針およびその概況は次のとおりである。

当面の失業対策 一月二五日参議院本会議で鈴木労相は和田博雄議員の質問に答え、安定雇用と失業保険の援用とによって二五年度二二八万から二八三万人の雇用が可能であると次のように答えた。

失業対策の根本は単なる失業対策ではなくして国民経済の中にある雇用量の中に問題があるという点については同感である。政府自体の昨年以來の失業対策もそういう観点の下に立ってきたもので、その実体は国民経済全体の動き、見返資金の導入による雇用量の増大、公共事業による半永久的な雇用の安定、この三つを柱としたところの雇用力のにらみ合せであり、更に時間的に緊急的な失業保険をもってこれに充てるとというのが政府の失業対策である。

二十五年度予算において具体的にはどのような形で現れているかと云えば、輸出産業をも含めた国民経済の雇用力は昭和二十四年度においては三十万乃至四十万であったが本年度においては安本、大藏、労働各省の精密な計算の結果、八十万前後の新しい雇用力が生れてくる。見返資金によるもの三十万乃至四十万、公共事業によるもの新たに五十万人が予想せられる。これらを合せたところの百六十万乃至百七十万が失業対策中の恒久的、或いはやや安定的な雇用力の計算である。一方緊急失業対策は昨年度は年間を通じて約八億円であったものが二十五年度には四十億円となっているので、この面から毎日十万位の失業者を救済してゆくことにしている。また職業補導の方法を充実することによって毎日約五万人を消化してゆける。なお失業保険については、健全な経理状態をたどっているので差当って一般の失業保険においては四十万人前後の吸収計画をたてているが、現在政府の予備金を使い更に積立金をも使うとすれば八十五万人までは何らの苦痛なくして吸収できる計画が出来上っている。従って二十五年度においては最低四十万人、非常の場合においては八十五万人を一般失業保険において吸収可能である。

さらに本年一月から給付を開始した日雇失業保険は毎日十三万人位吸収してゆく準備ができています。勿論これは安定雇用の性格と失業保険の性格とは一時的なものとの全体の恒久的なものとの差はあるが、当面はこの二つを援用することにより、二百二十八万乃至二百八十三万を吸収し、或いは雇用の中にもってゆくことができる。

公共事業による失業対策 七月一五日参議院本会議で保利労相は岡田宗司議員の質問に答え、当面の失業対策としては九七〇億円の公共事業費の運用によって就労率の向上を期したいと、次のように答えた。

一、本年四月における内閣統計局の労働力調査によれば、完全失業者数は五十万に上り、うち男子三十万、女子二十万内外である。職業安定所の窓口を通じてみた失業者の状態は常傭労務者において約八十万内外に達し、樂觀を許さない状態にある。また日雇労務者も昨年来増加の傾向を辿り今日では登録人員約四十万内外に上っている。これを失業保険の面からみると、一般常傭失業者の失業保険の支給人員はこの数カ月来約四十万人前後に及んでいる。その金額は月々十二、三億を上下している。

一、政府はこれにたいして民間産業の振興による雇用量の増大を期待することが最も根本的な問題であると思うが、当面一時にこれを期待することはできない。

一、従って当面の失業対策として、九百七十億の一般公共事業により雇用量の増大を期待している。しかし乍ら公共事業の実施と失業者、特に日雇労務者の密集地帯とは地域的に一致しない部分が多いから、これについては緊急日雇労務者対策を講じなければならない。

一、今年度予算として計上せられている四十億を以て、できるだけ公共事業の実施の面と見合せて、これを機動的に運用することにより、日雇労務者の就労率を高め、なお及ばざるところを失業保険により補ってゆきたい。

一、日雇労務者に対する失業保険については、保険経済が多少余裕がみられるから、所要の法規改正の手續をとりたい。

女子失業者対策の要望 失業情勢の深刻化に伴い女子の日雇労働者が全国で激増していることに対し、労働省婦人少年局では八月、女子失業者対策について次のように職業安定局に要望した。

緊急失業対策法第四条の規定による失業対策事業については、労働省の告示によってすでに例示されているが、今後多数の女子失業者の発生が予想される事態に鑑み、女子失業者に対する失業対策事業については、改めて事業種目の選定並びに事業計画について格別の御考慮を要望する。

一、女子失業者を対象とする事業種目は、女子の精神的肉体的特性に基きなるべく事業内容が女子に適するものを選定計画すべきである。

二、労働基準法に基く女子の重量物取扱制限に抵触するもの、その他労働の内容が女子の健康および福祉の面より不適と認められる事業種目を回避されたい。

三、一および二の趣旨並びに現下の人的必要性を充すべき内容を有するものの一部として、さし当り次の職種を選定実施されたい。

1、保育施設の補助員

保母および一般職員の現労働力をもってなしえない保育児童の衣類の洗濯、施設の掃除その他の雑役。

2、食糧配給公団の配給補助員

配給事務、消費者との連絡現物引渡その他の雑役。

3、学校給食掛補助員

調理、配食その他現在小使、PTAの父母の臨時掛員を以て充足している部面。

4、国立公立病院の雑役婦

病棟、病室の清掃、整備、整頓その他看護婦の行う業務以外の雑役。

失業対策事業監察員の設置 労働省では失業対策事業監察機能を強化するため、専任の監察員制

度を設けることにし、二月一日それに基く都道府県の実施要領を次のとおり各知事に通牒した。

失業対策事業監察要綱(要旨)

一、目的及び対象

地方失業対策事業監察員は、事業主体である都道府県その他の地方公共団体の実施状況を監察し、緊急失業対策法の趣旨並びに事業実施に関する本省の方針の徹底を図り、もって失業対策事業の適正且つ円満なる運営を期するものとする。

二、地方失業対策事業監察員の任命

失業対策事業の事業主体の事業施行状況を監察するため、都道府県の職業安定主務課の二級又は三級の地方事務官のうちから失業対策事業監察員を任命すること。

失業対策事業監察員は一名乃至二名とし、次の都道府県にあっては、専任一名をおくものとする。

東京都。大阪府。神奈川県。愛知県。兵庫県。福岡県。

三、監察方法(略)

四、主要監察事項

(1)事業実施状況に関する事項(略)

(2)賃金に関する事項

(イ)賃金額は、その地方における同種の業務に従事する者に支払われる賃金額に比較して一〇パーセント乃至二〇パーセント低く定められているか。

(ロ)賃金額は作業の軽重又は作業能力の高低に応じて定められているか。

(ハ)賃金の支払は日払か。

(ニ)賃金は事業主体から就労者にたいし直接支払われているか。

(ホ)賃金は就労者にたいし最も便宜な場所において支払われているか。

(ヘ)賃金から所得税、失業保険料等法令に定められたもの以外のものを控除していないか。

(3)就労時間に関する事項

(イ)就労時間が守られているか。

(ロ)早出残業等時間外就労を行っていないか。

(ハ)就労者は一日につき八時間、一週間に付き四十八時間を超えて就労せしめていないか。

(ニ)休憩時間は各現場を通じて同一であり、且つ正確に守られているか。

(4)経理状況に関する事項(略)

五、監察結果の措置(略)

失業保険の概況 労働職業安定局では五月、失業保険事業概況を次のとおり発表した。これによると、失業保険制度確立以来の保険金支給総額は七〇億円に達している。

適用状況 一般失業保険における適用事業場数と被保険者数は実施当初は適用事業所数、被保険者数ともに相当の未適用があったが、その後本制度の普及徹底でほとんど皆無に近くなった。昨年五月の改正によって土木建築関係二万、映画演劇興業関係二千、旅館料理飲食店一万一千等が新規に適用事務所となり、これらの事業所における四十三万の従業員が新に被保険者となったので、本年一月末現在の適用事業所数は一五一、四三九、一般被保険者数五、六六五、五七七、日雇被保険者数五〇〇、一三七人となった。

保険料の徴収状況 失業保険実施一カ年間の保険徴収率は六〇―七〇%であったが、二三年八月分よりいちじるしく上昇し一月には九四・一%となっている。

保険料給付状況 二三年四月までは失業手当金に限られていたので当初予想よりはるかに下回った。これは本制度の制定当初に予想した企業整備がずれたこと、失業者の闇商売による勤労意欲の低下、さらに保険制度の周知徹底が十分でなかったこと等が原因しているが、最近中小企業の休廃止等によって増加傾向を示している。昭和二年十一月から本年一月末日までの給付は離職票受付六九二、一二一件、初回支給資格認定六六〇、二九〇件、待期満了者五七三、三〇六人、初回受給者五七二、四四七人、給付件数八、八六八、四九五件、支給総額七十億七千七百二五万余円となっている。日雇失業保険は昨年一月一日から実施されたが、保険金給付は本年一月より始めたため給付額は一月末現在で受給者総数一四、八四〇、失業保険金支給総額五三〇万二六四〇円、受給者延人員一二一、八五六人で給付額も僅少であるが保険制度の周知徹底と日雇労働者の増加によって漸増するものとみている。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
